

氏 名	にしむらしげひろ 西村成弘
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 203 号
学位授与の日付	平 成 17 年 1 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 組 織 経 営 分 析 専 攻
学 位 論 文 題 目	GE 社 の 国 際 特 許 管 理

論文調査委員	(主 査) 教 授 西 牟 田 祐 二	教 授 今 久 保 幸 生	助 教 授 梶 山 泰 生
--------	------------------------	---------------	---------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、特許管理と国際特許管理の実践に関して、米国電機企業ゼネラル・エレクトリック（GE）社とその日本における提携企業たる東京電気、芝浦製作所、および両社の合併後の東京芝浦電機（東芝）との間の関係に事例を求め、詳細に検討したものである。

序章「課題と視角」では、まず特許管理を企業が特許制度を利用して利益を得るための経営管理方式として持つべき特許管理能力と特許管理組織として簡単に定義している。その上で国際特許管理とは、各国の相互に独立した国家主権に基づく特許法による特許権付与と企業の国境を超えた活動の双方の交錯点に生じる独自の管理および組織形成の必要性から来る諸問題への対応であるとする。具体的検討対象は米 GE 社の日本における特許管理活動であり、日本が特許権に関する国際条約たるパリ条約に加盟した1899年から日米開戦の1941年までの40年間を対象期間として設定している。続いて研究史と使用資料についてまとめている。

第一章は、「初期の国際経営と特許管理」と題され、まず GE 社が、前身企業であるエジソン・ゼネラル・エレクトリック社とトムソン・ヒューストン・エレクトリック社との1892年における合併成立以降まさしく特許管理をその経営戦略および組織形成のひとつの中心として位置づけていたことを実証的に解明している。さらに、前身企業や成立当初の GE 社がすでに広範な国際進出をイギリス、フランス、ドイツなどに対して行っているが、その際直面した国際的な特許管理の原初的諸問題を詳しく検討している。その過程は必ずしも GE 社にとって望ましいものではなく各国の特許権はそれぞれ結局現地企業に移転してしまうことになる。そこで次の段階として GE 社は国際的にも特許に関する権利を自らに集中するための方策を生み出さねばならなくなる。その必要性和それへの努力の過程が浮き彫りにされている。

第二章は、「日本における電球事業と特許管理」と題され、前章で検討された GE 社の初期電球事業に関する国際特許管理が具体的に日本においてどのように現れていたかを東京電気との提携関係、日本におけるライバル諸企業との競争関係を含め初期特許係争事例を分析することによって解明している。

第三章は、「技術導入と特許管理の発生」と題され、視点を GE 社と提携した日本企業の側におき、最初に東京電気における特許管理の発生を、次に芝浦製作所における特許管理の発生を、それぞれ GE 社からの技術導入との関連で解明している。

第四章は、「『代理出願契約』による国際特許管理」と題され、本論文の主要論点である GE 社の独自の国際特許管理方式である「代理出願契約」（国際的な提携相手先企業に GE 社が自らの管理下にある特許を相手先企業名義で現地国家において特許出願および特許権取得させることを認めて包括管理する方式）に関して詳細な事実発見とメカニズム解明を行ったものである。

第五章は、「提携企業における特許管理活動」と題され、再び視点を日本企業側に移し、東京電気と芝浦製作所がそれぞれの分野である電球特許、真空管特許、重電分野特許に関して GE 社との連携の下日本国内の競争過程においてどのような

特許管理活動を展開していたかを、特許審判事件における両社の活動の分析を通じて解明している。

第六章は、『特許管理と技術インタラクション』と題され、第4章、第5章を通して行われたGE社と日本における提携企業との間の相互作用を技術開発における相乗効果の点で論じている。

終章は、「特許管理から見る国際企業経営」と題され、GE社が、提携したヨーロッパ諸企業や日本企業との間で独自の国際特許管理方式とそのための組織を形成する過程で、GE社と提携諸企業の両者の相互作用による特許管理能力の蓄積と研究開発の促進的な効果があったと結論づけている。

論文審査の結果の要旨

特許を具体的な企業競争力として活用し、利益に導くための組織的方法として特許管理が存在し、特許管理は、技術的普遍性と各国の独自法にもとづく特許権付与という特許の本来的性格からして発生の当初から国際特許管理として発展している。本論文は、こうした特許管理と国際特許管理の実態をGE社に事例を求め、とりわけGE社の日本における活動、提携日本企業（東京電気、芝浦製作所、および東芝）との国際特許管理の仕組みの構築、具体的には「代理出願契約」と呼ばれる手法に焦点を当て、詳細に分析したものである。本論文の特に高く評価されるべき諸点は以下のとおりである。

第一に、特許庁所蔵資料の広範な収集と分析に本論文の資料的基礎がおかれていることである。特許は本来公開情報であり、広範なアクセスができるはずのものであるが、従来は膨大な文書による管理等に制約されて、実際の特許資料が具体的な企業経営分析や経営史分析に利用されることは比較的少なかった。しかし著者は近年における特許庁および各国の特許当局による特許電子図書館の整備にいち早く気づき、その検索機能を徹底的に利用することにより、GE社およびその日本における提携企業の特許に関する活動を集中的に調査・分析し、本研究の基礎においた。これによりGE社ばかりでなく具体的な企業分析を特許管理の詳細を通じて行うという研究手法を自ら開発したと言いうる。

第二に、米国においてはGE本社所在地のスケネクタディ市博物館GEアーカイヴスで資料収集するとともに、日本においてはGE社の日本での提携企業である東芝の歴代の特許部長等と長時間・複数回のインタビューを行い、わが国における黎明期以来の特許制度の発展に関し企業側から見た豊富な証言を収集していることである。

第三には、電球、真空管、重電の各分野において、GE社と日本提携企業の関わった特許審判事件の経過を示す詳細な裁判資料を用いて分析を行っており、これによって具体的な争点を浮き彫りにする点に成功していることである。

第四に、これらに基づいて本論文は、まずGE社の日本進出当初における自らの直接的原初的な国際特許管理の方式とその問題点を解明した後、続いてGE社が日本企業との間でいわゆる「代理出願契約」という独特の国際特許管理方法を生み出し、それに移行したことを事実発掘し、その立ち入った分析を行ったことである。

第五に、この「代理出願契約」以外のいくつかの選択肢としての特許管理手法を比較検討し、歴史的にGE社の特許管理の方法の発展史の中にそれを位置づけたこと、またそれを通じてGE社の経営管理方法および国際経営管理方法がまさしく特許管理を軸として発展してきたことを具体的に豊富な事実をもって解明したことである。

第六に、他面として、日本企業の特許部門の成立過程をGE社との特許管理契約との関連で明らかにし、また日本企業の独自の技術開発力の形成過程をこれらの相互作用を視点として解明する出発点を与えたことである。

多くの評価点を指摘できる本論文であるが、問題点がないわけではない。

第一に、著者は、GE社と提携日本企業との間の特許管理契約を媒介として両者のインタラクション（相互作用）による研究開発の進展を証明しようとしているが、その分析・効果の測定は必ずしも十分ではなく、事実上仮説の提示にとどまっていることである。

第二に、特許管理契約とならんでいまひとつのGE社の国際経営管理戦略に特徴的な提携企業の少数株式保有に関し、その持ち株比率と特許管理方式の選択の間に関連があるのか否か、問題点が指摘されながらも検討が不十分にとどまっている点である。

第三に、GE社とその国際事業子会社たるIGEC社との関係に関して、その組織形成のあり方が反トラスト法とどのような関連があるかについても、問題の所在が指摘されながら検討・解明は不十分にとどまっている点である。

しかしいずれも、自らが立てたテーマの中で派生的に出てきた論点であり、今後著者自身が研究を深めることによって解

決されるべき問題点であると言え、本論文の達成点をいささかも減ずるものではない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお平成16年7月26日論文内容とそれに関連する試問を行った結果合格と認めた。